

市制 80 周年記念式典冊子の協働発行に関する協定書（案）

春日井市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、市制 80 周年記念式典冊子（以下「冊子」という。）の発行に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

第 1 条 甲及び乙は、協働して冊子を製作する。

- 2 乙は、甲に冊子を納入する。甲が確認の上受領することにより、この協定に基づく各々の役務を完了する。
- 3 甲は第 2 条第 1 項に定める仕様書に基づき製作した冊子を配布するものとする。
- 4 甲及び乙は、本協定書に基づき、協定の内容を誠実に履行しなければならない。
- 5 乙は本協定の履行に関して、甲から必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

（冊子の仕様・発行等）

第 2 条 冊子の仕様については、別紙に定める仕様書のとおりとする。

- 2 甲又は乙の都合により仕様を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、仕様の変更ができるものとする。
- 3 甲は、冊子製作に係る必要な情報を乙に提供するものとする。
- 4 乙は、冊子に広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）を募り、冊子を製作できるものとする。
- 5 乙は、冊子の製作に要する費用を負担するものとする。ただし、甲が乙に提供する情報の作成・取得等に要する費用は、甲の負担とする。
- 6 甲は、冊子に掲載する情報及び広告に対し、検査を行い承認するものとする。
- 7 甲及び乙は、冊子の校正作業を協力して行い、乙は、甲の校了を以て印刷を開始するものとする。

（広告の販売等）

第 3 条 乙が冊子に掲載する広告の仕様及び内容は、春日井市広告掲載要綱、医療広告ガイドラインの定める基準を満たすものとし、葬祭関連の業種は掲載しないこととする。

- 2 乙は、広告主を募るに当たって、広告の販売をしようとする業者に対し十分な説明を行った上で、販売を行うものとする。

（冊子の発行に関する責任）

第 4 条 甲及び乙は、冊子の発行及びその内容に関し、第三者からの苦情及び何らかの問題が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。

- 2 甲は、乙に提供した情報に係る責任を負うものとする。
- 3 乙は、広告に係る責任を負うものとする。

（発行の見直し等）

第 5 条 冊子は、社会情勢の変動又は甲若しくは乙の責めに帰する理由により、発行に不適切な事情が生じた場合には、甲乙協議の上、発行の全部又は一部を中止することができる。中止に伴い発生した損害は、中止の帰責事由に応じて、甲乙協議の上、それぞれが負担す

るものとする。

(外部への情報発信)

第6条 甲は、本協定及び冊子について、報道機関等への記事提供、広報誌及びホームページへの掲載その他の外部へ情報発信（以下「公表」という。）を行うことができるものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 乙は、本協定により生ずる権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の帰属)

第8条 甲が提供する情報等は、すべて甲に帰属し、乙が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、甲の許可を得るものとする。また、乙が作成する情報や広告は、乙に帰属し、甲が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、乙の許可を得るものとする。ただし、第6条に関連する場合は手続きを省略するものとする。

(機密の保持)

第9条 甲及び乙は、本協定の履行に関して知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。本協定が終了した後も同様とする。

(協定の期間)

第10条 協定の期間は、協定締結の日から令和5年6月1日までとする。ただし、第1条第3項、第4条、第6条、第7条、第8条、第9条、及び本条ただし書きについては、本協定が終了した後も有効に存続するものとする。

(協定の解除)

第11条 甲又は乙は、解除希望日の1か月前までに相手方に書面で通知し、双方合意の上で、本協定を解除することができる。

2 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 暴力的組織の構成員又は構成員とみなされる者（以下「構成員等」という。）が、役員等（役員として登記又は届出がなされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下同じ。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を

図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用し、又は暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

- (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- (9) 本協定に関し、暴力的組織若しくは構成員等から不当介入を受け、若しくは不当介入による被害を受けたにもかかわらず甲に報告せず、又は所轄の関係行政機関に届け出なかったとき。
- (10) 乙が、前各号のいずれかに該当する者を下請け契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(談合行為等に対する解除措置)

第12条 甲は、前条第2項に定めるもののほか、本協定に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定により排除措置命令を受け、確定したとき。
- (2) 乙が、独占禁止法の規定により課徴金の納付を命じられ、確定したとき。

(その他)

第13条 冊子は、甲乙の信義誠実を基本として発行するが、本協定に関し疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長 石 黒 直 樹 印

乙

印

※ 協定締結にあたり内容が変更になる可能性があります。